

基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同
総合微生物科学分科会の設置について

分科会等名： 基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同
総合微生物科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 応用生物学委員会 農学基礎委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	微生物は、有用微生物、病原微生物、およびどちらにも分類出来ないその他の微生物に分けられる。どの微生物分類にも、現在のところ知られていない数多くの微生物が存在しているはずである。地球上には予測も出来ない能力をもつ微生物が多数存在しており、微生物の力は計り知れない。そこで新規微生物の発見につとめるとともに、微生物の能力を知り、微生物と人類との関わり合いを広く深く探求することは、人類の文化をより豊かに進展させることに大きく貢献するはずである。 この分科会は、病原微生物を含む全ての微生物の研究を多方面から総合的に展開することにより、基礎から応用に到るすべての局面で、人類の文化に対する微生物の貢献を明らかにするべく設置する。
4	審議事項	(1) 新規微生物の発見に関する審議。 (2) 微生物の増殖・生活環に関する研究展開についての審議。 (3) 微生物の新たな能力開発に関する審議。 (4) 微生物と宿主との関わり合いに関する審議。
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日／ 常設
6	備考	